

○佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

平成20年6月10日

佐賀県規則第54号

改正 平成25年8月30日規則第37号

平成26年3月28日規則第37号

令和3年3月31日規則第19号

令和4年3月29日規則第15号

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例（平成20年佐賀県条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定犬)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める犬は、次に掲げるものとする。

(1) 土佐犬、秋田犬、紀州犬、ジャーマン・シェパード、ドーベルマン、グレート・デーン、セント・バーナード、アラスカン・マラミュート、マスチフ又はアメリカン・スタッフォードシャー・テリア（アメリカン・ピット・ブルテリア）に属する犬

(2) 背中の1番高い部分から地面までの高さが65センチメートル以上の犬（前号に掲げるものを除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が指定する犬

(多頭飼養者から除外される者)

第4条 条例第5条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 現に警察活動に使用し、又は使用する目的で訓練を受けている犬を飼養する者

(2) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第3条第1項に規定する訓練事業者で同法第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を育成する目的で犬を飼養するもの

- (3) 試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するため犬及び猫を飼養する者  
(平25規則37・一部改正)

(多頭飼養の届出)

第5条 条例第6条第1項の規定による届出は、様式第1号によるものとする。

2 条例第6条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 種類
- (2) 性別
- (3) 年齢
- (4) 犬を飼養している場合にあっては、当該飼養する犬の体格

3 条例第6条第2項の規則で定める書類は、飼養施設の配置図とする。

(多頭飼養の変更等の届出)

第6条 条例第7条第1項及び第2項の規定による届出は、様式第2号によるものとする。

2 条例第7条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、飼養数の減少又は飼養数の30パーセント未満の増加とする。

(おりの中における飼養等の適用除外)

第7条 条例第9条の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 生後9月未満の犬
- (2) 身体障害者補助犬法第2条第1項に規定する身体障害者補助犬  
(特定犬の標識)

第8条 条例第10条の規則で定める標識は、様式第3号によるものとする。

(公示)

第9条 条例第14条第1項の規定による公示は、次に掲げる事項を、当該公示を始めた日から起算して2日間、犬、猫等の動物を引き取り、又は収容した場所を管轄する保健福祉事務所及び佐賀県動物管理センター並びに関係市町の事務所の掲示場に掲示して行うものとする。

- (1) 引取り又は収容を行った日時及び場所
- (2) 引取り又は収容を行った動物の種類、毛色、性別及び体格

(平25規則37・一部改正)

(事故の届出)

第10条 条例第17条第1項の規定による届出は、様式第4号によるものとする。

(身分証明書)

第11条 条例第19条第2項の証明書は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）の別記様式により作成するものとする。

(令4規則15・一部改正)

(誓約書)

第12条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により第一種動物取扱業の登録を受けようとする者は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。）第2条第1項に規定する申請書を提出するときは、条例第19条の2第1項各号に該当しないことを誓約する書面（様式第5号）を提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第13条第1項の規定により第一種動物取扱業の登録の更新を申請する者が、省令第4条第1項に規定する申請書を提出する場合に準用する。

3 第1項の規定は、法第14条第2項の規定により法第10条第2項第1号に掲げる事項の変更の届出をする者が、省令第5条第3項に規定する届出書を提出する場合に準用する。

(平26規則37・追加、令4規則15・一部改正)

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第37号）

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第37号）

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第19号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の各規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年規則第15号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定により作成された身分証明書は、この規則による改正後の佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定により作成された身分証明書とみなす。

様式第1号(第5条関係)

犬及び猫の多頭飼養届

年 月 日

佐賀県知事 様  
( 保健福祉事務所長)

届出者 住 所 〒  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例(平成20年佐賀県条例第21号)第6条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

|            |                |             |
|------------|----------------|-------------|
| 飼養施設の所在地   |                |             |
| 飼養する犬及び猫の数 |                | 犬( )頭 猫( )頭 |
| 飼養の方法      | 管理する者の氏名       |             |
|            | ふん尿の処理の方法      |             |
|            | 動物の死体の処理方法     |             |
|            | 周辺の生活環境を保全する方法 |             |
| 種類等        | 種類             |             |
|            | 性別             |             |
|            | 年齢             |             |
|            | 体格(犬のみ)        |             |

注1 飼養施設の配置図を添付すること。

注2 この用紙で記入欄が不足する場合は、別の用紙を使用して記載すること。

注3 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。

注4 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。

この様式に記載された個人情報、犬及び猫の多頭飼養届に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

様式第2号(第6条関係)

犬及び猫の多頭飼養変更(廃止)届

年 月 日

佐賀県知事 様  
( 保健福祉事務所長)

届出者 住 所 〒  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

犬及び猫の多頭飼養について変更(廃止)したので、佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例(平成20年佐賀県条例第21号)第7条第1項(第2項)の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 多頭飼養の届出年月日
- 2 飼養施設の所在地
- 3 変更(廃止)年月日
- 4 変更事項

| 変更事項                    |         | 変更後 |
|-------------------------|---------|-----|
| 住所                      |         |     |
| 氏名(法人にあつては名称及びその代表者の氏名) |         |     |
| 犬及び猫の数等                 | 数       |     |
|                         | 種類      |     |
|                         | 性別      |     |
|                         | 年齢      |     |
|                         | 体格(犬のみ) |     |
| 飼養の方法                   |         |     |

注1 廃止の届出にあつては、変更事項は記入しないこと。

注2 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。

注3 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。

この様式に記載された個人情報、犬及び猫の多頭飼養変更(廃止)届に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

様式第3号(第8条関係)



(縦4.5センチメートル以上 横6.5センチメートル以上)

様式第4号(第10条関係)

犬(特定動物)による事故届

年 月 日

佐賀県知事 様  
( 保健福祉事務所長)

届出者 住 所 〒  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

犬(特定動物)が人の生命又は身体を侵害したので、佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例(平成20年佐賀県条例第21号)第17条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

| 届出事項              |      | 内 容     |     |     |     |     |     |  |
|-------------------|------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 事故の発生年月日          |      |         |     |     |     |     |     |  |
| 事故の発生場所           |      |         |     |     |     |     |     |  |
| 事故の原因             |      |         |     |     |     |     |     |  |
| 事故を加えた動物          | 犬    | 犬 名     |     | 種 類 |     | 年 齢 |     |  |
|                   |      | 性 別     |     | 毛 色 |     | 体 格 |     |  |
|                   |      | 登録番号    |     |     |     |     |     |  |
|                   |      | 注射済票番号  |     |     |     |     |     |  |
|                   | 特定動物 | 種 類     |     |     |     |     | 性 別 |  |
|                   |      | 許可番号    |     |     |     |     |     |  |
|                   |      | 識別措置の種類 |     |     |     |     |     |  |
|                   |      | 識別番号    |     |     |     |     |     |  |
|                   |      | 特 徴     |     |     |     |     |     |  |
|                   |      | 飼い主     | 住 所 |     |     |     |     |  |
|                   | 氏 名  |         |     |     |     |     |     |  |
| 被害者               | 住 所  |         |     |     |     |     |     |  |
|                   | 氏 名  |         | 性 別 |     | 年 齢 |     |     |  |
| 被害の概要             |      |         |     |     |     |     |     |  |
| 応急措置及び新たな事故発生防止措置 |      |         |     |     |     |     |     |  |

注1 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。

注2 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。

この様式に記載された個人情報は、犬(特定動物)による事故届に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。



様式第5号(第12条関係)

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。  
なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。  
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

(法人、団体にあつては事務所所在地)

住所

(法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名)

(ふりがな)

氏名

生年月日 年 月 日

- 備考
- 1 氏名は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
  - 2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(平25規則37・平26規則37・令 3 規則19・一部改正)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

(平25規則37・平26規則37・令 3 規則19・一部改正)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第10条関係)

(平25規則37・平26規則37・令 3 規則19・一部改正)

様式第 5 号 (第12条関係)

(平26規則37・追加、令 3 規則19・一部改正、令 4 規則15・旧様式第 6 号繰  
上)